

令和6年度



社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

---

# 事業計画書



南房総市社協マスコットキャラクター

みなみん



# 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会事業計画

## 1 事業方針

今日、急速な少子高齢化の進行や人口減少とともに、経済格差や物価上昇などに伴う生活困窮、地域社会の絆の希薄化、経済・社会情勢の変化に伴い福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響も加わり、福祉における課題は一層複雑化・多様化しています。

そこで、南房総市社会福祉協議会（以下「本会」）では、令和6年4月から事業拠点の再編を行い、複雑化・多様化する課題解決に対応すべく持続可能な社協運営に向けて本会活動基盤の体制強化を図り、職員の人材育成に努めながら、社協の使命でもある「とともに生きる豊かな地域社会」づくりをより一層推進してまいります。

「超少子高齢化・人口減少社会」「人生100年時代」といわれる中、南房総市に住む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、人と社会がつながりその役割や助け合いを生み出し、今の時代あるいはこれからの「地域共生社会」の実現を目指し、これまでの相談支援や地域福祉の取り組みを活かしながら住民相互のささえあい・助け合いのつながりを育む各事業を更に進めてまいります。

そして今後も時代の要請に応える地域福祉の創生に向け、住民・関係者・各種団体等と連携・協働のもと、さらなる地域福祉を推進します。

## 2 重点施策

### (1) 地域福祉の推進

社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個人を尊重しながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指す」ことが示されています。

より多くの地域住民が福祉に関心を持ち、それぞれの役割の中で様々な行事や活動に参加できるよう取り組みを進め、地域福祉の推進を図ります。

#### ○地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の活動支援

- ・地区社協活動を通じて多くの人が参加し地域住民のつながりが育まれるよう、生活支援コーディネーターが積極的に関わりながら活動を支援し、地域福祉の推進を図ります。
- ・地区社協委員はそれぞれの分野で活躍している人から構成されており、その特性を生かし高齢者福祉に限らず様々な世代の方々に向けた幅広い活動を行い、地域の方々が「参加して良かった」と思えるような取り組みを進めます。

#### ○ささえあいネットワーク南房総（協議体）の活動の充実

- ・生活支援コーディネーターが住民、福祉関係者等と連携し、地域生活課題や福祉

ニーズへの取り組みを進めます。

- ・生活支援コーディネーターの役割としての、必要とする人に資源をつなげる「ニーズと取り組みのマッチング機能」を充実させ、介護予防の普及に努めます。
- ・移動や買い物支援では、企業と連携した移動販売の展開など新たな取り組みが始まりました。引き続き、その成果や効果を検証しながら、活動の充実を目指します。

#### ○広報啓発事業の充実

- ・広報紙「てんだあ」の発行や、ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）などの SNS を活用し、わかりやすい福祉情報の提供に努めます。
- ・特に情報を得にくい高齢者や障がいのある方に向けては、サロン活動などの集い場や地区社協活動また民生委員・児童委員等の訪問活動を通じて情報が伝わるよう、様々な場面を活用し情報を提供していきます。
- ・イベント等ではマスコットキャラクター「みなみん」を積極的に活用し、広く「社協」の認知度を高める取り組みを進めます。

#### ○福祉団体の活動支援の充実

- ・高齢化による当事者団体の役員のなり手不足から、団体運営の継続が難しい状況です。役員の負担軽減を図りながら、運営支援に努めます。
- ・今後の団体運営については、団体の在り方や組織の再編など委員の意向を踏まえながら、検討を進めてまいります。

#### ○福祉教育プログラムの充実

- ・学校、地域、ボランティアなどの方々と連携し、幅広い世代を対象に「地域福祉への理解」に向け、福祉教育を推進します。
- ・各学校での福祉教育プログラムでは、それぞれのニーズに応えられるよう、きめ細かな打ち合わせを行い、内容の充実を図ります。

## **(2) 高齢者等の日常生活の支援**

高齢者や障がいのある方が安心して在宅生活を送るため、身近な地域で住民が担い手となり困りごとを支え助け合う、住民参加による在宅福祉サービスの充実を図り、日常生活の支援に努めます。

#### ○ふれあいの居場所づくりの普及

- ・サロン活動は、参加者にとっては外出や交流の機会となり、フレイル（虚弱）や認知症など介護予防の促進が図られ、担い手となる方々にとっても生きがいの場となることから、より多くの方々が参加できるよう取り組みを進めます。
- ・サロン活動が実施されていない地域に向け、身近な場所で集える居場所づくりの普及に取り組めます。

#### ○みなみん・おたすけサービスの利用促進

- ・「みなみん・おたすけサービス」は、徐々にごみ出しの利用が増えています。しか

し、まだまだ多くの利用にはつながっていません。そこでさらに周知を強化し、引き続き利用者の増を目指し利用促進を図ります。

- ・市は新たに高齢者等の総合事業の実施を計画しています。介護予防や自立生活に向けた支援として本事業が位置づけられるよう内容を検討し、担当課と連携を図り事業を進めます。

#### ○交通空白地有償運送事業の充実

- ・本会の事業拠点再編に伴い、ボランティア移送サービス事業の体制が変わることを受け、居住地区を越えた利用者と協力者のマッチングの充実や一部デジタル媒体の活用により、運転協力者の移動の負担軽減を図りながら、円滑な運営に努めます。
- ・昨年度から義務化されたアルコールチェック等の安全運転管理を適切に実施し、安全で安心したサービスの提供に務めます。
- ・「移動・買物支援」については、本市の重要な地域課題となっていることから、引き続きボランティア移送サービス事業と併せ、市の公共交通施策と連携協働のもと社協、企業、住民が一体となって課題解決に向け効果的な取り組みを進めます。

#### ○あんしん見守り事業

- ・あんしん見守り事業は、昨年度から実施し利用対象者が増え地域住民相互の「つながり」を構築しています。引き続き、地域の中で見守りが必要な世帯向け、民生委員・児童委員、ボランティア、地区社協委員の協力・連携のもと訪問活動を行い、地域の方々とのふれあいを図り、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう活動の充実を目指します。

### **(3) 安心した生活を送るための相談支援と権利擁護**

近年、社協に寄せられる「生活困窮者自立相談支援事業」や「日常生活自立支援事業」の個別相談は年々増加し、その相談内容も複雑化・多様化しています。

そこで、相談者の意思を尊重しながら自立生活に向け一人ひとりに寄り添った伴走型の支援に努めるとともに、担当する職員の専門性をより一層高め、専門職、民生委員・児童委員、住民など多機関と連携協働し、社協のサービスやネットワークを生かしながら相談支援体制の充実を図ります。

#### ○生活困窮者自立相談支援事業における相談支援の強化

- ・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、家計改善支援事業、就労準備支援事業等と併せ、個々の生活課題に応じた相談支援を行います。
- ・自ら支援を求められない人へはアウトリーチ（訪問活動）を行い、身近な相談役である民生委員・児童委員と協力し、困難ケース等には市や他機関と連携し取り組みます。

#### ○日常生活自立支援事業の利用促進と支援の向上

- ・本事業は年々相談が増加していることから、生活支援員の増員を図り、支援体制

の整備に努めます。

- ・財産管理を支援するという責任のある事業であり、通帳や資料の管理、チェック体制を徹底し、ガバナンスの強化に努めます。
- ・生活支援員や専門員の研修会に積極的に参加し、相談者の意思決定を尊重しながらより良い支援に努めます。

#### (4) 自立と生活の安定を図る資金の貸付

福祉資金の貸付は、経済的な支援を必要とする世帯へ向け、自立した生活への糸口となる重要な事業です。生活困難な支援世帯へ向け資金の貸付を行い、経済的自立と生活安定を目指し支援に努めます。また、資金の貸付とともに、生活困窮者自立相談支援事業と併せ、地域にあるインフォーマルサービスや資源を活用し支援に努めます。

##### ○福祉資金貸付（市社協）と生活福祉資金（県社協）

- ・生活福祉資金やコロナ特例貸付の償還が滞っている世帯については、対象となる世帯に積極的に関わりながら生活状況を把握し対応していきます。
- ・民生委員・児童委員や関係機関との相互の連携のもとで、様々な生活支援サービスを提供しながら、生活再建に向けた支援に努めます。

#### (5) ボランティア・市民活動の支援

ボランティア活動は地域を支える大きな力ですが、ボランティアの高齢化による団体の解散などからボランティアの減少が課題です。そこで、今一度、ボランティア組織や体制の在り方について検討し、ボランティアが活動しやすい体制づくりに向け取り組みます。

また、住民の方々がボランティア活動に理解を深め参加していただけるよう幅広い世代への周知活動と積極的な働きかけを行い、ボランティア活動や市民活動が盛り上がるよう支援に努めます。

##### ○新たな担い手となるボランティアの開拓

- ・団体には所属しないが、個別に活動したいという方も増えていることから、個人ボランティアの増員を目指します。個人のやりたい活動を地域活動に結びつけられるよう、マッチング機能の充実を図ります。

##### ○各種ボランティア講座の開催と活動支援

- ・各種ボランティア講座を開催するとともに、講座の内容を見直し、ボランティア活動を通して交流し楽しみながら生きがいを見出す活動の啓発を図り、活動の輪を広げ、新たな参加者を増やします。
- ・ボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアコーディネーターを配置し、地域の団体や個人の活動に積極的に関わりながら、活動の充実を目指します。

### ○災害に備えた防災体制の構築

- ・全国各地で地震、台風、大雨等大規模な自然災害が多発していることから、本市で災害が発生した時に備え、災害ボランティアセンターを即時に開設できるよう準備を進めます。
- ・運営マニュアルの更新やICT（情報通信技術）を活用した運営なども踏まえ、最新の情報を取り入れながら、災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座や災害ボランティアセンター立上げ運営訓練を実施します。
- ・県から被災地への職員派遣依頼があった場合は、必要に応じ職員を派遣し支援活動に協力するとともに、様々な災害に対応できる職員の育成に努めます。
- ・引き続き千葉県社協や安房管内市町社協並びに南房総市と連携を密にしながら、最適な防災体制の構築を目指します。

## (6) 共同募金運動の推進

共同募金は地域福祉活動を進めるための有用な資金となっていますが、人口や世帯数の減少により、福祉活動の資金確保が年々厳しくなる現状です。

より多くの方が共同募金運動に賛同していただけるよう、共同募金運動を「知ってもらおう」また「参加してもらおう」ことが大切と考えます。そこで共同募金運動の目的や趣旨について地域の方々や学校、企業などへの広報啓発を繰り返し行いながら積極的な周知啓発を図り、運動を推進します。

### ○赤い羽根共同募金運動の広報啓発

- ・区長会、学校、地域に向け共同募金運動への協力を呼びかけます。
- ・赤い羽根協力店の開拓、街頭募金及び各種イベントなどに参加して募金活動を行い、多くの方に参加していただく取り組みを進めます。

### ○募金の有効活用

- ・募金の「使い道」について地域の皆様の福祉ニーズに反映できるよう配分委員会において十分に検討します。
- ・従来の枠組みにとらわれず、新たな活用方法などを取り入れ募金の配分に努めます。

## (7) 社会福祉協議会の活動基盤整備

変化の激しい環境の中で地域社会に責任をもって貢献し社協組織の理念・目的・目標に沿った活動を安定的・継続的に実施するため、社協の事業拠点の再編を行います。変動する社会諸制度への対応や各事業を見直し、本会活動基盤の整備に努めます。

また、社協事業を効果的に実施するため民間法人としての自主性・創造性を発揮し、ボランティアや福祉関係機関と連携、協働のもと地域住民の負託に応えられる社協運営を目指します。

### ○組織・財政基盤の強化

- ・行政をはじめ関係機関と連携、調整、協働を進め、社協の果たす役割を確認し、将来を見据えた様々な課題解決とネットワークづくりの中心となるよう、本会組織・財政基盤の強化を図ります。
- ・公益性の高い社会福祉法人として、内部統制の強化に努めるとともに、働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを目指します。

### ○職員の人材育成

- ・年々複雑かつ多様化する生活課題に対応できるようにするためには、職員の人材育成が重要であり、住民の視点に立ち、住民とともに考え、住民のために行動できる職員を育成するため、職場内研修（OJT）や職場外で行う階層別研修、専門別研修（OFFJT）などへの積極的な参加を働きかけ人材育成に努めます。

### ○今後を見据えた社会福祉協議会の体制整備

- ・本会を取り巻く状況や将来的な組織運営を見据えた体制への改編に向け、令和6年4月から事業拠点の再編を行い、新たな体制のもとで社協運営が始まります。まずは体制整備に努めるとともに、基盤となる法人運営事業をしっかりと実施する中で、福祉行政の要である保健福祉部と連携強化を図り、福祉サービスの向上を目指します。

## 3 実施事務事業

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 地域福祉ネットワーク事業

- ① 地区社会福祉協議会の活動支援
- ② ささえあいネットワーク南房総（協議体）の活動支援
- ③ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

#### (2) 地域生活支援事業

- ④ 福祉団体支援
- ⑤ 福祉施設の運営（公益事業）
- ⑥ 法律相談事業
- ⑦ 応急援護資金交付事業
- ⑧ ひとり親家庭等家賃助成金給付事業

#### (3) 広報啓発事業

- ⑨ 広報啓発
- ⑩ 社会福祉大会

#### (4) 福祉活動支援事業

- ⑪ 福祉教育の推進





## 2 高齢者等の日常生活の支援

### (1) 在宅福祉支援事業

- ① ふれあいの居場所づくり支援事業
- ② あんしん見守り事業（みまも～る）
- ③ 紙おむつ給付事業
- ④ 交通空白地有償運送事業（ボランティア移送サービス）
- ⑤ 有償生活援助サービス（みなみん・おたすけサービス）
- ⑥ 福祉車両・福祉機器貸出事業
- ⑦ 福祉機器リサイクル事業
- ⑧ 訪問理髪サービス事業



## 3 安心した生活を送るための相談支援と権利擁護

### (1) 相談支援事業

- ① 生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業
- ② 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
- ③ 安房地域権利擁護推進センターへの協力



## 4 自立と生活の安定を図る資金の貸付

### (1) 資金貸付事業

- ① 福祉資金貸付事業（市社協）
- ② 生活福祉資金貸付事業（県社協）

## 5 ボランティア・市民活動の支援

### (1) ボランティア活動支援事業

- ① ボランティア連絡協議会の運営
- ② ボランティア・市民活動センターの整備
- ③ ボランティア養成講座
- ④ 災害ボランティアセンター運営（立上げ準備）
- ⑤ ボランティア活動助成事業

## 6 共同募金運動の推進

### (1) 共同募金事業

- ① 赤い羽根共同募金運動
- ② 歳末たすけあい運動
- ③ 災害義援金募集



## 7 社会福祉協議会の活動基盤整備

### (1) 社協活動活性化事業

- ① 事務局体制の充実
- ② 会員募集
- ③ 役職員研修
- ④ 財産・人事管理
- ⑤ 福祉基金の造成
- ⑥ 福祉サービス苦情解決と情報の公開
- ⑦ 地域福祉活動計画に基づく活動の実施



## 4 主な事業の説明

### (1) 地域福祉の推進

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. 地区社会福祉協議会の活動支援</b></p> <p>市内7地区に組織再編された地区社協が、ささえあいネットワーク南房総（協議体）と連携を図り、地域の交流活動などを通し住民相互のささえあいたすけあいの活動を実施する。</p> <p>地区社会福祉協議会連絡会においては、各地区との情報交換や連絡調整を行い、地区社協活動の推進を図る。</p>	<p>(1) 地区社会福祉協議会への活動支援</p> <p>(2) 地区社会福祉協議会連絡会への支援</p> <p>(3) ささえあいネットワーク南房総（協議体）との連携</p>
<p><b>2. ささえあいネットワーク南房総（協議体）の活動支援</b></p> <p>地域の困りごとや福祉のニーズに対し、住民が主体となり福祉関係者や福祉分野以外の方々との協働により地域のあり方や課題解決に向けた取り組みを支援する。</p>	<p>[市からの受託]</p> <p>(1) 7地区にささえあいネットワーク南房総（協議体）・生活支援コーディネーターを配置し活動を支援</p>
<p><b>3. 生活支援コーディネーターの配置</b></p> <p>地域の福祉ニーズを把握、ささえあいネットワーク南房総（協議体）と協力し資源開発やネットワークづくりを進め、生活支援・介護予防の基盤整備に向けたコーディネートを行う。</p>	<p>[市からの受託]</p> <p>(1) ささえあいネットワーク南房総（協議体）の支援</p> <p>(2) 福祉ニーズの把握</p> <p>(3) 地域資源開発と生活支援、介護予防基盤整備に向けたコーディネート</p> <p>(4) 生活支援コーディネーターの養成と増員</p>
<p><b>4. 福祉団体支援</b></p> <p>当事者団体や制度ボランティア団体の事務局として活動を支援する。各団体に所属する方が、楽しみや生きがいを見出せるようサポートするとともに、自主運営ができるように支援する。また、団体の高齢化に伴い役員のなり手不足を解消するため、負担軽減を図りながら、団体運営が継続して行えるようサポートする。</p>	<p>(1) 老人クラブ、心身障害者（児）福祉会、ひとり親福祉会、遺族会の事務局</p> <p>(2) 民生委員・児童委員協議会の事務局</p>
<p><b>5. 福祉施設の運営（公益事業）</b></p> <p>市内の社会福祉施設（浴場等）の指定管理委託を受け、施設の有効活用・利用促進と適正管理を行い住民福祉の向上を図る。</p>	<p>[市からの指定管理受託]</p> <p>(1) ちくら介護予防センターゆらり</p>

<p><b>6. 法律相談事業</b></p> <p>法律に関する専門的な相談を司法書士が無料で受付け、生活上の問題や住民間のトラブルなどの解決に向け、住民が安心した生活が送れるよう支援する。</p>	<p>(1) 相談所の開設 1人40分 定員5名 司法書士が交代で毎月1回開催 電話にて予約受付、会場は内房支所（三芳）朝夷支所（千倉）を交互に開催 ※弁護士への相談は、他機関の相談を紹介 (2) 関係機関及び他の相談事業との連絡調整</p>
<p><b>7. 応急援護資金交付事業</b></p> <p>火災、風水害等の被災者に見舞金を交付し、被災者の当面の経済的負担を軽減し少しでも早い日常生活が送れるよう支援を行う。 (全焼・全壊 100,000円 半焼・半壊 50,000円 床上浸水 5,000円)</p>	<p>(1) 被災状況の調査 (2) 災害見舞金の交付 (3) 市との連絡調整 ※災害救助法等が適用となる災害の場合は、本事業の対象とはしない</p>
<p><b>8. ひとり親家庭等家賃助成金給付事業</b></p> <p>新たに民間アパート等に居住しようとするひとり親家庭等に対し、支度金及び家賃の一部を補助し、経済的負担軽減を図り自立した生活が送れるよう支援する。 (入居支度金 30,000円 家賃助成金 10,000円 12か月分)</p>	<p>(1) 対象家庭の調査 (2) 入居支度金、家賃手当の助成 給付月 年6回 〔1月・3月・5月・7月・9月・11月〕 (3) 市との連絡調整</p>
<p><b>9. 広報啓発</b></p> <p>社協を紹介するホームページの運営やパンフレット・広報紙の発行・マスコットキャラクター「みなみん」を効果的に活用し、福祉に関する情報を市民へ提供する。 地域福祉活動が積極的に展開できるようフェイスブックやツイッターなどのSNSを利用し福祉情報やボランティア情報の提供に努める。</p>	<p>(1) ホームページの運営 (2) ツイッター・フェイスブックによる情報の提供 (3) 広報紙「てんだあ」発行 〔年3回 7月号・11月号・3月号〕</p>
<p><b>10. 社会福祉大会</b></p> <p>地域福祉に功績のあった方々に感謝の意を表する機会とし、また大会を通して地域福祉について住民同士がともに集い情報を共有することで南房総市の地域福祉の向上を目指す。</p>	<p>(1) 福祉功労者の表彰 (2) 大会宣言 (3) 福祉作文の発表</p>
<p><b>11. 福祉教育の推進</b></p> <p>福祉教育に関する支援を行うため小・中・高等学校へ教育助成金を交付する。また、福祉教育を推進するため、学校と連携し福祉教育プログラムとして各体験講座の開催、福祉作文を募集し、子どもたちに思いやりの心を育んでもらうと共に福祉への理解を深めてもらう。さらに、各体験講座の実施では、住民や企業などの団体も参加できるよう周知を図る。</p>	<p>(1) 福祉教育助成金の交付 (2) 福祉教育プログラムの実施 〔ボランティア活動体験・手話体験・高齢者疑似体験・車イス操作・ガイドヘルプ・災害ボランティア活動・共同募金運動〕 (3) 福祉作文の募集 (4) 福祉資材の貸出し</p>

**(2) 高齢者等の日常生活の支援**

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. ふれあいの居場所づくり支援事業</b></p> <p>身近な地域において誰もが集う場としてサロンを実施するための助成金を交付する。高齢者等の閉じこもりを予防し、住民相互の交流を通じてささえあい活動を広げ、介護予防の促進を図る。</p>	<p>(1) ふれあいの居場所づくり支援事業助成 (2) サービスに関する広報啓発 (3) ふれあいの居場所づくりの普及 (4) 介護予防の普及啓発</p>

<p><b>2. あんしん見守り事業</b></p> <p>毎月1回、民生委員・児童委員、ボランティア、地区社協委員の協力により、在宅で暮らす一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、母子父子家庭等へ訪問活動を行い、地域の方々とのふれあいを図り、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう支援し、地域で助け合いができるような支援体制づくりに努める。</p>	<p>(1) あんしん見守り事業 (みまも〜る) 〔毎月1回、7地区単位で訪問活動を実施〕</p> <p>(2) 対象者の把握</p> <p>(3) 各協力者との連絡調整</p>
<p><b>3. 紙おむつ給付事業</b></p> <p>一日中ベッド上で過ごされ介護の必要な要介護3・4・5の方、重度心身障害者、精神障害保健福祉手帳及び療育手帳をお持ちの方、又は市民税非課税世帯で65歳以上の要介護4・5に該当する方を対象に年4回紙おむつを無料配布し、在宅介護を支援する。</p>	<p>(1) 紙おむつ給付事業 〔市からの受託〕</p> <p>(2) 高齢者介護用品支給事業 ※給付月〔5月・8月・11月・2月〕</p>
<p><b>4. 交通空白地有償運送事業</b></p> <p>運転ボランティアが、高齢者や障がいのある方等の移動困難者に対し、通院や買い物等の外出を低額で提供し、社会参加と日常生活の支援を行う。</p>	<p>(1) ボランティア移送サービス事業</p> <p>(2) 運転協力者登録講習会〔随時〕</p> <p>(3) 運転協力者フォローアップ講習会〔年2回〕</p>
<p><b>5. 有償生活援助サービス</b></p> <p>協力サポーター会員が、65歳以上の高齢者及び高齢者世帯、障がいのある方へ、日常の簡単なお手伝いとして有償の生活援助サービスを提供する。</p>	<p>(1) みなみん・おたすけサービス</p> <p>(2) サービスに関する広報啓発</p> <p>(3) 協力サポーターの養成・増員</p> <p>(4) フォローアップ研修</p>
<p><b>6. 福祉車両・福祉機器貸出事業</b></p> <p>車イス仕様車両や、車イスなどの介護機器を無料で貸出し在宅介護を支援する。</p>	<p>(1) 福祉車両の無料貸出</p> <p>(2) 福祉機器（車イス）の無料貸出</p>
<p><b>7. 福祉機器リサイクル事業</b></p> <p>不用な福祉機器をリサイクルして必要な方に寄贈し、資源の有効活用を図る。</p>	<p>(1) 車イス・老人カーの修理リサイクル</p> <p>(2) サービスの広報啓発</p> <p>(3) リサイクルボランティアの増員</p>
<p><b>8. 訪問理髪サービス事業</b></p> <p>移動が困難な高齢者や障がいのある方に対して、訪問による理髪サービスに係る費用の一部を助成し、在宅介護を支援する。</p>	<p>(1) 訪問理髪サービス事業</p> <p>(2) サービスに関する広報啓発</p> <p>(3) 協力店の開拓・連絡調整</p>

### (3) 安心した生活を送るための相談支援と権利擁護

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. 生活困窮者自立相談支援事業</b></p> <p>生活困難者の抱えている課題を把握・分析し、個々のニーズに応じた自立支援計画を作成する。関係機関と連携調整を図りながら、必要に応じて就労・家計等各種支援を継続的に行い、自立に向け支援する。</p>	<p>〔市からの受託〕</p> <p>(1) 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>(2) 家計改善支援事業</p> <p>(3) 就労準備支援事業</p> <p>(4) ニーズの把握、家庭訪問</p> <p>(5) 対象者に対する伴走型の支援の実施</p> <p>(6) 関係機関等への働きかけ、調整</p>

<p><b>2. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）</b>  高年齢や障がいのある方がその人らしく地域で生活を維持できるように福祉サービスの利用援助、財産の管理・保全、公共料金の支払い等を支援する。</p>	<p>[県社協からの受託]  (1) 訪問調査、支援計画の作成、契約  (2) 生活支援員の登録・支援  (3) 生活支援員及び専門員の研修  (4) 利用者の受付と仲介  (5) 生活保護世帯への利用料援助  (6) 成年後見制度への調整援助</p>
<p><b>3. 安房地域権利擁護推進センターへの協力</b>  成年後見制度の利用促進を図るため、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町から委託を受け鴨川市社協が安房権利擁護推進センターを設置、センター運営の協力を行う。</p>	<p>(1) 安房地域権利擁護推進センター運営への協力  (2) 権利擁護支援員（市民後見人）フォローアップ講座等への協力  (3) 成年後見制度の利用促進に向けた広報啓発  (4) 多機関との連絡・調整・連携</p>

#### (4) 自立と生活の安定を図る資金の貸付

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. 福祉資金貸付事業</b>  生活保護支給世帯又は生活困難な貸し付けが必要な支援世帯に一時的に生活費を貸し付け、民生委員・児童委員と連携し自立更正並びに生活支援を行う。</p>	<p>(1) 市社協福祉資金の貸付事業  (2) 償還等についての適正な管理  (3) 市社会福祉課との連携  (4) 民生委員・児童委員との連絡・調整</p>
<p><b>2. 生活福祉資金貸付事業</b>  高年齢者、障害者及びその家族に県社協の福祉資金を貸付けることにより世帯の生活安定を図る。</p>	<p>[県社協からの受託]  (1) 県生活福祉資金の紹介と受付  (2) 償還等についての適正な管理  (3) 民生委員・児童委員との連絡・調整  ※新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還支援対応</p>

#### (5) ボランティア・市民活動の支援

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. ボランティア連絡協議会の運営</b>  市内のボランティア団体が、相互交流、親睦並びにボランティア活動を通じて社会福祉の向上、充実を図るとともにボランティア活動の活性化を図る。</p>	<p>(1) ボランティア連絡協議会の運営支援  (2) 福祉イベントの協力  (3) ボランティアまつりの開催</p>
<p><b>2. ボランティア・市民活動センターの整備</b>  ボランティアや市民の福祉活動の拠点にコーディネーターを配置し、ボランティア希望者とのコーディネートを実施。地域に根差したボランティア活動がスムーズに行われるよう支援する。</p>	<p>(1) ボランティアの相談や登録及び斡旋、募集及び養成  (2) ボランティア保険の加入  (3) ボランティア助成金の交付  (4) ボランティア活動資材の整備と貸出  (5) ボランティア相互の連絡調整  (6) ボランティア情報の収集と提供  (7) ボランティアコーディネーターの配置</p>

<p><b>3. ボランティア養成講座</b></p> <p>ボランティア活動に関心を持つ方に、活動に関する知識を身につけていただくため各種講座を開催する。ボランティア活動に関する情報提供に努めるとともに、活動を通し生きがいがづくりにつなげ、地域福祉活動の担い手となるボランティアの増員を図る。</p>	<p>(1) 生活支援担い手養成講座 (2) 災害ボランティアスタッフ養成講座 (3) ボランティア活動体験講座 (4) 関係機関との連携</p>
<p><b>4. 災害ボランティアセンター運営</b></p> <p>災害ボランティア活動の情報収集に努め、各関係機関と連携し、災害時に迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営ができるよう支援体制の整備を図る。</p>	<p>(1) 災害時に即応できる体制の整備 (2) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの確認、検証 (3) 災害ボランティアセンター設置運営訓練 (4) 資材の整備 (5) 関係機関との連携</p>
<p><b>5. ボランティア活動助成事業</b></p> <p>ボランティアセンターに登録されている団体の運営に関する経費を助成する。</p>	<p>(1) ボランティア団体活動費の助成</p>

## (6) 共同募金運動の推進

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. 赤い羽根共同募金</b></p> <p>10月1日から3月31日まで全国一斉に行われる赤い羽根共同募金運動を展開し、地域福祉活動費の確保に努める。</p>	<p>(1) 募金運動の推進（赤い羽根） (2) 赤い羽根共同募金配分金で助成された各種事業の展開</p>
<p><b>2. 歳末たすけあい運動</b></p> <p>12月1日から12月31日まで行われる運動で寄せられた募金を市内の要支援者や福祉施設に配分し「あたたかいお正月」を迎えられるよう支援する。</p>	<p>(1) 募金運動の推進（歳末たすけあい） (2) 配分委員会の開催 (3) 要支援者や福祉施設の調査 (4) 街頭募金の実施 (5) 民生委員・児童委員との連絡調整</p>
<p><b>3. 災害義援金募集</b></p> <p>広域的災害に対し義援金を受付け、被災地の災害復旧や被災者の支援を行う。</p>	<p>(1) 災害義援金募集の広報と受付</p>

## (7) 社会福祉協議会の活動基盤整備

実施事項（目的及び概要）	主な事業等
<p><b>1. 事務局体制の充実</b></p> <p>社会福祉協議会の運営基盤の強化発展のため、事務局体制を整備する。新たな体制のもと、本所機能の及び支所機能の充実を図り、各部署が連携して社協体制を構築し、住民の相談や要望を的確に把握し対応していく。</p>	<p>(1) 本所及び支所機能の充実を図り、社協運営基盤の強化を図る (2) コミュニティソーシャルワーカーを生活支援コーディネーターとして配置、相談体制の強化を図る (3) ガバナンスの強化</p>
<p><b>2. 会員募集</b></p> <p>社協会員の加入促進を図り、自主財源を確保し、地域に即した独自の福祉事業の振興を図る。</p>	<p>(1) 会員募集活動の推進 (2) 広報・啓発</p>

<p><b>3. 役職員研修</b> 自主的研修や、県、地域主催の研修会に積極的に参加し、役職員の資質向上を図る。</p>	<p>(1) 事業別研修会開催 (2) 各種研修への参加</p>
<p><b>4. 財産・人事管理</b> 迅速で適正な財務会計・税務処理また人事管理を行い、活動財源の有効運用や節減を進める。</p>	<p>(1) 財務研修等への参加 (2) 適正な人事管理体制の整備</p>
<p><b>5. 福祉基金の造成</b> 社協に寄せられた寄附を積立て、その果実により社協活動の財源確保を図る。</p>	<p>(1) 福祉振興基金の運用 (2) ボランティア基金の運用 (3) 災害対策基金の運用</p>
<p><b>6. 福祉サービス苦情解決と情報の公開</b> 社協事業や福祉サービスにおける苦情解決の仕組みを整備するとともに、情報の公開を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、本会における福祉サービス等の適正と信頼を確保する。</p>	<p>(1) 責任者、担当者及び第三者委員の配置 (2) 苦情への迅速な対応</p>
<p><b>7. 地域福祉活動計画に基づく活動の実施</b> 社会福祉協議会の活動指針ともなる地域福祉活動計画に基づき、活動を実施する。実施した結果を評価、分析し考察するとともに、計画の目標や活動などの見直しを行う。</p>	<p>(1) 地域福祉活動計画に基づく活動の実施 (2) 活動の結果を評価・分析し考察する (3) 考察に基づき、計画の目標や活動の見直しを図る</p>



令和6年度年間の主な行事予定

月	社会福祉協議会の行事	関係団体の行事
4月	会員募集 無料法律相談（ちくら介護予防センターゆらり）	市民生委員・児童委員協議会総会 心身障害者（児）福祉会総会
5月	理事会 定期監査 移送サービス安全運転者講習会（新規） 無料法律相談（三芳農村環境改善センター）	市遺族会総会 市老人クラブ連合会総会 市ボランティア連絡協議会総会
6月	定時評議員会 無料法律相談（ちくら介護予防センターゆらり）	地区社会福祉協議会連絡会 市老人クラブ連合会スポーツ大会 心身障害者（児）福祉会スポーツ大会
7月	生活支援担い手養成講座（基礎） 広報紙てんだあ発行（7月号） 無料法律相談（三芳農村環境改善センター）	
8月	災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座 共同募金配分委員会 無料法律相談（ちくら介護予防センターゆらり）	市遺族会全国戦没者追悼式
9月	理事会 事業評価・予算審議 無料法律相談（三芳農村環境改善センター）	市老人クラブ連合会敬老演芸大会 ボランティアまつり
10月	赤い羽根共同募金運動（10/1～3/31） 生活支援担い手養成講座（フォローアップ） ささえあいネットワーク中間報告会 無料法律相談（ちくら介護予防センターゆらり）	市遺族会第3ブロック大会
11月	南房総市社会福祉大会 広報紙てんだあ発行（11月号） 共同募金配分委員会 移送サービスフォローアップ安全運転者講習会 無料法律相談（三芳農村環境改善センター）	千葉県戦没者追悼式
12月	歳末たすけあい運動（12/1～12/31） 街頭募金運動 無料法律相談（ちくら介護予防センターゆらり）	
1月	理事会 無料法律相談（三芳農村環境改善センター）	市遺族会鋸南町合同幹部研修会
2月	無料法律相談（ちくら介護予防センターゆらり）	市民生委員・児童委員全員研修会
3月	理事会・評議員会 広報紙てんだあ発行（3月号） 共同募金配分委員会 ささえあいネットワーク報告会 地域福祉活動計画評価 無料法律相談（三芳農村環境改善センター）	地区社会福祉協議会連絡会





